

神栖市スポーツ少年団本部規約

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規約は、神栖市スポーツ協会規約第 3 条第 8 号に基づき、神栖市スポーツ少年団（以下「本部」という。）に関することを定める。

第 2 条 本部は、本部に登録したスポーツ少年団（以下「登録少年団」という。）によって構成された市内の組織を総括し、代表する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本部は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、各登録少年団の交流を深め、地域における青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成と援助に関すること。
- (2) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの育成に関すること。
- (3) スポーツ少年団の指導者の資質及び指導力の向上に関すること。
- (4) スポーツ少年団相互の交流及び合同事業に関すること。
- (5) スポーツ少年団関係の登録に関すること。
- (6) 神栖市スポーツ協会へ、目的達成に必要な意見の具申に関すること。
- (7) 優秀団体及び優秀団員並びに、各登録少年団の育成に功績のあった者の表彰に関すること。
- (8) その他、前条の目的達成に必要な意見の具申に関すること。

第 3 章 登 録

(登 録)

第 5 条 本部への加入は、登録をもって行う。

- 2 本部へ加入した登録少年団は全員、日本スポーツ少年団へ加入する。
- 3 登録は、毎年度これを更新する。

第 6 条 登録の認定並びに取り消し、その他登録に関しては別に定める。

第 4 章 役員等

(役員の選出等)

第 7 条 本部に次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 2名
 - (3) 常任委員 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 本部へ登録した登録少年団は、本部委員を3～5名選出する。
 - 3 役員は、本部委員の互選によって選出する。
 - 4 本部長は、本部を代表し団務を総括する。
 - 5 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故がある時は、その職務を代行する。
 - 6 常任委員会は、会務を担当し本部委員会で議決された事項を執行する。
 - 7 監事は、本部の会計を監査する。

(任期)

第 8 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、それぞれの選出方法に準じて補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 5 章 本部委員

(本部委員)

第 9 条 本部委員は、次の通り選出する。

- (1) 本部の登録少年団指導部より各団2～3名。
- (2) 本部の登録少年団育成部より1～2名。
- (3) 神栖市教育委員会及び公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社より各1名。

第 6 章 本部委員会

(本部委員会)

第 10 条 本部委員会は、前条で選出された本部委員をもって構成し、次の事項について審議決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業計画の決定と報告
- (3) 予算の決定と承認

- (4) 規約の改廃
- (5) 本部への加入乃至脱退の承認
- (6) その他、第4条の目的達成に必要な事項

(本部委員会の招集等)

第11条 本部委員会は、年2回以上開催する。本部長は、これを招集しその議長となる。

(本部委員会の定足数)

第12条 本部委員会は、構成員の2分の1以上の出席を持って成立する。ただし、出席できない者は、他の委員に委任することができる。

(議事の決定及び報告)

第13条 本部委員会の議事は、出席者2分の1以上の賛同によって決定する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

2 本部委員会で協議決定した年度事業計画、実施結果並びに予算、決算書は遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。

第7章 常任委員会

(常任委員会)

第14条 常任委員会は必要に応じて開催する。本部長は、これを招集し議長となる。

2 常任委員の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあった時は、本部長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

第15条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

3 常任委員が常任委員会に出席できない時は、他の常任委員に議決権を委任することができる。

第8章 事務局

第16条 本部の事業を処理するため、公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社に事務局をおく。

第 9 章 会 計

(収 入)

第 17 条 本部の会計は、次の収入をもって賄う。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (3) 委託金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第 18 条 この本部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 加 盟 団 体

(加 盟)

第 19 条 本部の加盟団体は、本部に登録し加盟が認められた少年団とする。

(加盟申請)

第 20 条 本部に加盟しようとする少年団は、別に定めるところにより加盟申請をし、本部委員会の議決を経なければならない。

(脱 退)

第 21 条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付けて脱退届けを本部長に提出し、本部委員会の議決を経て脱退することができる。

(除 名)

第 22 条 本部長は、加盟団体が第 19 条の資格を失ったとき、または本部の加盟団体として不適格と認められるときは、本部委員会の議決を経てこれを除名することができる。

(遵守義務)

第 23 条 加盟団体の役職員ならびに加盟団体に所属する団員、指導者、育成会その他関係者は、神栖市スポーツ少年団本部の構成員として、本規約のほか次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第 3 条の目的達成を妨げる行為、及び公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (2) 反社会的勢力に属する者と取引をし、又は交際してはならない。
- (3) いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治又はその他の事由を理由とする個人、集団に対する差別を行ってはならない。
- (4) 宗教又は政治に対し、団体として活動を行ってはならない。

付 則

この規約は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 17 年 8 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 元年 11 月 22 日より施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

付則の 2 第 5 条 2 項の登録に関し、特殊事情があると本部委員会が認めた場合は、
条件が整備されるまでの間これを保留することすることができる。